

理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長昌会の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等について定める。

(理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等)

第2条 理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員が会議に出席したときは、一人当たり10,000円(税引き後)の報酬を支払う。

2 交通費等の実費が、報酬額を超えることが生じた場合には、その実費額を支払うことができる。

第3条 理事、監事等が理事長の命を受けて、その業務に当たった場合は、一人一日当たり25,000円(税引き後)の報酬を支払う。

但し、出張して業務を行う場合は、社会福祉法人長昌会の旅費規程により支給する。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

2 但し、通常業務時間外に会議に出席する場合は、第2条の通りとする。

(改定)

第5条 本規程を改定する必要がある場合には、評議員会の決議により改定する。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から適用する。

2 この規程は、平成31年4月1日から適用する。